

申込みにあたっての留意事項

国土交通省 近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

これまで災害時建設業事業継続力認定制度における申込みにあたっては、以下の内容において指摘が多いことから、これらの内容に注意し、近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度申込要領（以下「申込要領」という。）を今一度ご確認いただきますようお願ひいたします。

項目	審査における主な確認内容	主な指摘内容（抜粋）	作成時の留意点
【A-2】 被害の想定(申込要領 P16 参照)	懸念されている各種災害が記入されているか。	○懸念される災害に漏れがある。	○国土交通省 ハザードマップポータルサイトを確認のうえ、対応拠点、代替拠点両方の位置を示す。 ■ 地震災害 https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/bousaimap/index.html?code=1
	対応拠点、代替拠点等周辺の災害を想定しているか。	○対応拠点等において、懸念される災害のハザードマップが一部の災害に関するマップしか添付されていない。 ○ハザードマップに代替拠点等のプロットがされていない。 ○添付されているハザードマップが最新のマップでない。	■ 洪水、土砂災害、津波 https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html
	対応拠点、代替拠点等の建物が受ける被害の想定を確認しているか。	○対応拠点のみ記載があり、代替拠点について記載されていない。 ○対応拠点または代替拠点において懸念される災害に関するハザードマップが不足している。	
【B-2】 費用のさほどかからない対策（申込要領 P25 参照）	建物や設備等について、多大な費用がかからない範囲で対策に着手しているか。	○前回申込み時からの地震対策等の実施状況が記載されていない。 ○必要な地震対策を記載しているが、未実施かつ対策実施予定について記載されていない。	○更新申込の場合は、地震対策の実施状況を適時見直し、修正日を記載する
【C-2】 対応拠点を置く場合の発動基準(申込要領 P28 参照)	緊急時の応援態勢を立ち上げる発動の基準や代替拠点へ移行する意思決定者が明確に決まっているか。	○対応拠点を代替拠点へ移行する意思決定者の記載がされていない。 ○対応拠点が使用不可となると想定される理由が記載されていない。 (津波浸水、建物の損傷等)	○代替拠点移行の意思決定者を明記 ○対応拠点が使用不可になる場合の想定理由を記載
【E-1】 自社で保有している資源の認識(申込要領 P32 参照)	応急対応業務を担当するメンバー、できれば社員全員が活動するための備蓄品を備蓄しているか。 備蓄量が満たない場合は不足理由を記載しているか。	○備蓄目標数が記載されていない。 ○飲料水の容量単位が記載されていない。	○備蓄目標数を記載 ○飲料水は容量単位も記載
【F-2】 事業継続計画の改善計画等の記載(申込要領 P36 参照)	事業継続計画について、定期的に点検し、改善・更新する計画を策定するとともに、点検記録や改善・更新記録を添付しているか。	○改善計画に記載している改善計画等の作成（立案、更新）日の記載がない。 ○事業継続計画に、点検計画または改善・更新計画の頻度やサイクル、実施日等が記載されていない。 ○点検計画または改善・更新計画等の各種計画に記載している点検頻度等と、実際の点検実施記録内容と不一致。	○各計画の立案・更新等の日付を明記

※1 項目及び審査における主な確認内容については、申込要領の記載内容を再掲したものになります。

※2 上記内容についてのお問い合わせは国土交通省 近畿地方整備局 防災室までお願ひいたします。